

調達要求番号：5SWH1C07004

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号：	
油水分離槽汲取処理作業	作成	令和7年1月24日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	都城駐屯地業務隊	
	作成者	補給科糧食班長	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊都城駐屯地（以下、「官側」という）の隊員食堂において調理作業等の排水により発生する油水分離槽内の汲取処理作業について規定する。

### 1.2 油水分離槽汲取処理作業の種類

- a) 汚水（油）・堆積した汚泥の汲取搬出
- b) その他、油水分離槽汲取処理作業に関し官側が示す事項

### 1.3 用語の定義

#### a) 契約担当官

油水分離槽汲取処理作業に係わる契約を締結する者

#### b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として油水分離槽汲取処理作業に係わる契約履行の適否の検査を行う者

#### c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として油水分離槽汲取処理に係わる契約履行の過程における監督を行う者

#### d) 受託者

油水分離槽汲取処理作業を請け負う者

## 2 油水分離槽汲取処理作業に関する要求

### 2.1 汲取処理作業の条件

汲取処理作業に必要な車両・器具などは、受託者が負担する。

### 2.2 汲取処理作業の内容

汚水（油）・堆積した汚泥搬出は、受託者が準備した車両（バキュームカー）により汲取り搬出する。

## 3 衛生管理

### 3.1 汲取り後直ちに、水洗い等により油分離槽周辺の清掃を確実に実施し清潔保持に努め、衛生管理に留意するものとする。

### 3.2 清掃に使用する水道は油水分離槽既設の水道を、用具は官側が準備するものを使用する。

4 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

5 汲取委託の手続き等

汲取を委託する日は、官側が指定する。

5.1 油水分離槽の容器

約1,670ℓ

5.2 油水分離槽を清掃するために使用する水道水の量

約1,030ℓ

5.3 断面図

別紙第1

5.4 平面図

別紙第2

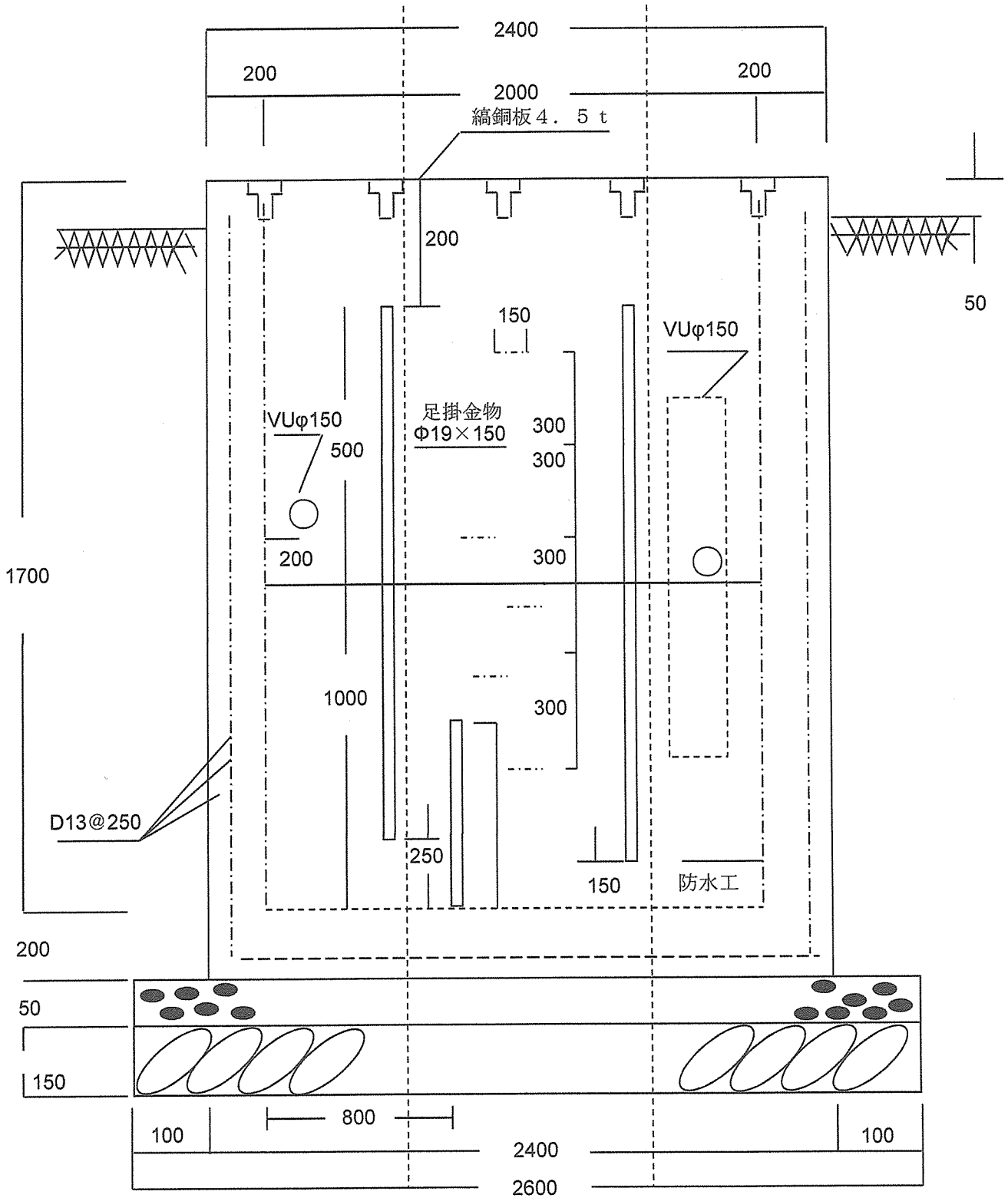
6 監督及び検査

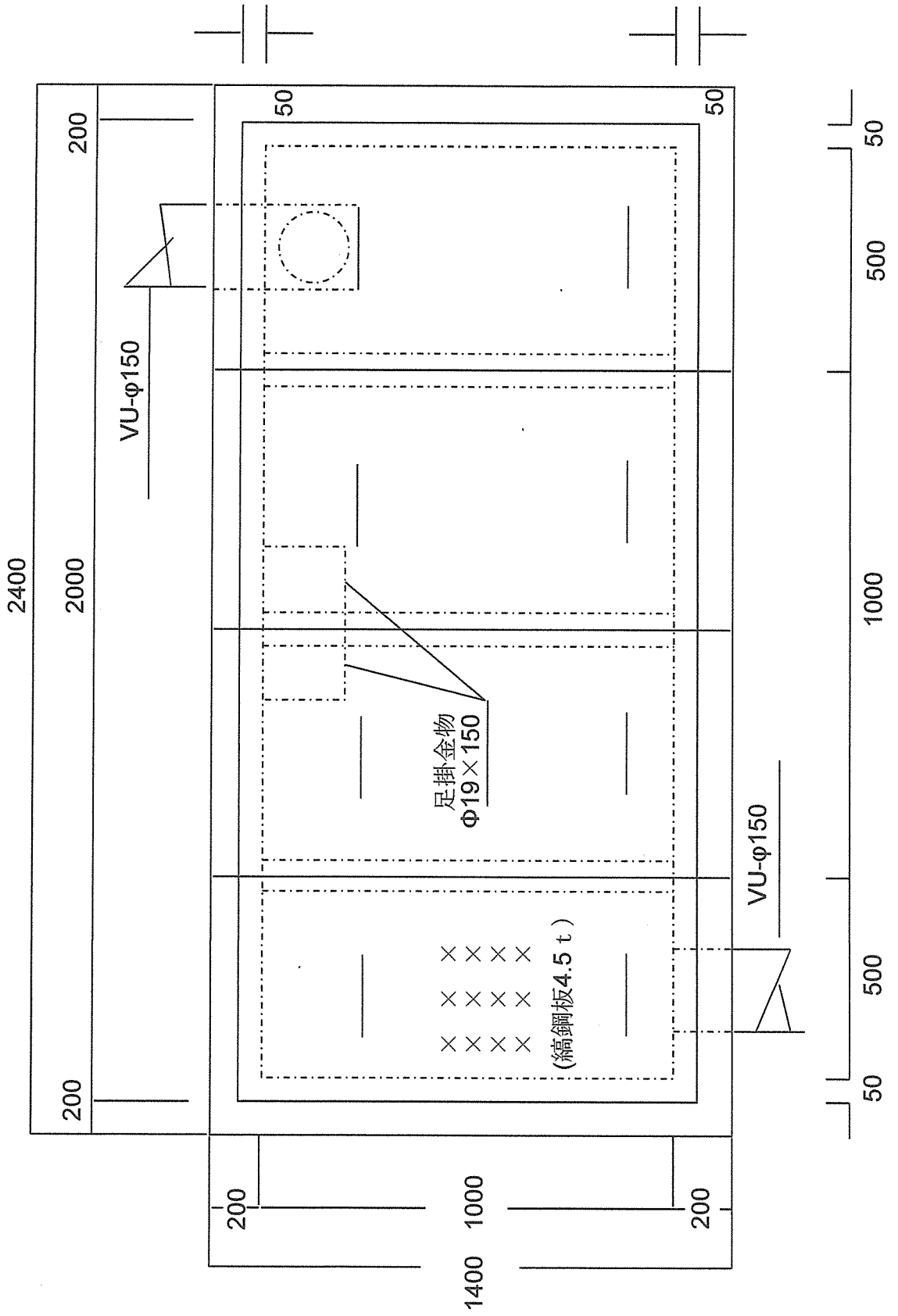
6.1 汲取処理作業終了時に検査官に終了の旨を届け、検査を受けるものとする。

6.2 最終処理終了後速やかに検査官へ、マニフェスト（E票）及び作業写真帳を提出するものとする。

6.3 細部については、官側の指示による。

断面図





調達要求番号：5SWH1C07004

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号：	
パイプ洗浄作業	作成	令和7年1月24日	
	変更	令和 年 月 日	
	作成部隊等名	都城駐屯地業務隊	
	作成者	補給科糧食班長	

## 1 総 則

この仕様書は、陸上自衛隊都城駐屯地（以下、「官側」という）の隊員食堂に既存する油水分離槽内のパイプ洗浄作業について規定する。

### 1.1 パイプ洗浄作業の種類

- a) 配管内に堆積した汚泥（油）の洗浄作業
- b) その他、パイプ洗浄作業に関し官側が示す事項

### 1.2 用語の定義

#### a) 契約担当官

パイプ洗浄作業に係わる契約を締結する者

#### b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者としてパイプ洗浄作業に係わる契約履行の適否の検査を行う者

#### c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者としてパイプ洗浄作業に係わる契約履行の過程における監督を行う者

#### d) 受託者

パイプ洗浄作業を請け負う者

## 2 パイプ洗浄作業に関する要求

### 2.1 パイプ洗浄作業の条件

パイプ洗浄作業に必要な車両・器具などは、受託者が負担する。

### 2.2 パイプ洗浄作業の内容

堆積した汚泥（油）搬出は、受託者が準備した車両（バキュームカー）により、汲取り搬出する。

3 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、契約相手方の責任において速やかに現状に復旧するものとする。

#### 4 衛生管理

- 4.1 作業終了後清掃を確実に実施し、衛生管理に留意するものとする。
- 4.2 作業に使用する水道は、既設の水道を、用具は、官側が準備するものとする。

#### 5 パイプ洗浄作業の手続きなど

パイプ洗浄作業を委託する日は、官側が指定する。

##### 5.1 パイプ洗浄作業の範囲

φ150×6m・φ100×8mの配管内部のパイプ洗浄

#### 6 監督及び検査

- 6.1 パイプ洗浄作業終了時に、検査官に終了の旨を届け、検査を受けるものとする。
- 6.2 作業終了後速やかに検査官へ、マニフェスト（E票）及び作業写真帳を提出するものとする。
- 6.3 細部については、監督官の指示による。